

平成26年 1月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成26年 1月21日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

1. 場 所 六戸町役場 2階小会議室
2. 開会日時 平成26年1月21日(火)午後4時00分
3. 閉会日時 平成26年1月21日(火)午後4時50分
4. 出席委員(12名)

1番 古里 厚子 委員	2番 小野寺 邦男 委員
3番 渡辺 耕一 委員	5番 小泉 兼雄 委員
6番 三浦 英雄 委員	8番 木村 喜和 委員
9番 久田 伸一 委員	11番 新山 秀男 委員
12番 岡田 寛視 委員	13番 小林 勲 委員
14番 高舘 孝 委員	15番 金淵 盛一 委員
5. 欠席委員(2名)

7番 山本 英雄 委員	10番 四木 俊一 委員
-------------	--------------
6. 会議に付した案件
町議案
報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第23号 農地の転用事実に関する照会について
議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第23号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第24号 競(公)売買受適格者の証明について
議案第25号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請承認について
7. 会議録署名委員
8番 木村 喜和 委員 9番 久田 伸一 委員
8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局 長 山本 晃広 事務局 次長 佐藤 一也
事務局 主事 円子 和史
9. 書 記
事務局 主事 円子 和史

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成26年1月8日告示招集いたしました平成26年1月六戸町農業委員会定例総会を開催します。

六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので総会が成立することを報告します。
それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告を行います。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しく願います。

会長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。
只今より、平成26年1月8日告示招集されました平成26年1月六戸町農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は、7番山本英雄委員と10番四木俊一委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。次に、議事録署名委員の指名を行います。お諮りします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
8番 木村喜和 委員 9番 久田伸一 委員を指名します。
参与、書記の指名については、参与には事務局長以下職員、書記には事務局主事を指名します。

議長 次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第23号において1番古里厚子委員と3番渡辺耕一委員が該当しますので第18号議案審議の前に退席をお願いします。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第21号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
議案3ページから4ページになります。今回は4件で、すべて相続による取得です。あっせん等の希望はありません。取得した土地の表記は別紙のとおりになります。以上が報告第21号の説明になります。

議長 説明が終わりました。報告についてご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第21号を報告済みといたします。

議 長 次に、報告第22号について事務局から報告をいたします。

事務局長 報告第22号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

議案6頁 今回は3件ですべて合意解約によるものです。

以上が報告第22号の説明となります。

議 長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、以上で報告第22号を報告済みといたします。

議 長 次に、報告第23号について事務局から報告をいたします。

事務局長 報告第23号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。

議案8頁 6番登記地目は畑、現況地目は山林、農振農用地内、7番登記地目は畑、現況地目は宅地、農振農用地外と回答したのになります。

以上で報告第23号の説明となります。

議 長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、以上で報告第23号を報告済みといたします。

議 長 つづいて、議案第22号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 議案第22号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。

農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

議案10頁 47番売買による所有権移転になります。48番売買による所有権移転になります。49番兄弟間での使用貸借になります。50番農業後継者への経営移譲のための使用貸借になります。51番新規の賃貸借になります。52番贈与による所有権移転になります。

以上、農地法第3条第2項の判断につきましては各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第18号の説明となります。

議 長 事務局よりの説明が終わりました。
それでは、委員の方々が現地調査をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

2番 現地調査は、私他3名で農地法第3条に係る案件について行いました。その中で、特に
小野寺委員 問題となるような土地は御座いませんでした。
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
これより議案第22号を採決いたします。
お諮りいたします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第22号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 つづいて、議案第23号の審議に入る前に1番古里厚子委員、3番渡辺耕一委員の退席
を求めます。

議案第23号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 議案第23号「六戸町農地利用集積計画（案）について」農業経営基盤強化促進法第1
3条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を別紙のとおり作成したの
で、六戸町町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める
ものであります。

議案15頁 11番再設定で利用権の種類は使用貸借権、12番再設定で利用権の種類
は使用貸借権、13番再設定で利用権の種類は使用貸借権、14番再設定で利用権の種
類は使用貸借権、15番再設定で利用権の種類は賃貸借権、16番再設定で利用権の種
類は賃貸借、17番再設定で利用権の種類は使用貸借になります。農業経営基盤強化促
進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。以上で、議案第23号の説明と
いたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第 23 号を採決いたします。
お諮りいたします、本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 23 号は原案のとおり要請することに決定いたしました。
議案第 23 号の審議が終了しましたので、1 番古里厚子委員、3 番渡辺耕一委員の入室を認めます。

- 議 長 次に、議案第 24 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

- 事務局長 議案第 24 号「競（公）買受適格者の証明について」ご説明いたします。
農地法第 3 条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求めるものであります。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものであります。
議案 20 頁 1 番経営規模拡大で、現在買受しようとしている土地の耕作者になります。
以上、議案第 24 号の説明といたします。

- 議 長 事務局よりの説明が終わりました。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
これより議案第 24 号を採決いたします。
おはかりいたします、本案は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

- 議 長 異議なしと認めます。よって議案第 24 号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長 つづいて、議案第 2 5 号を上程致します。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 議案第 2 5 号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書承認について」ご説明いたします。農業委員会に関する法律施行法令第 3 条の規程による、別紙六戸町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を審査し、六戸町選挙管理委員会に提出するものであります。議案 2 2 頁 対象者の合計は別紙の一番下の欄に記載されています。以上で議案第 2 5 号の説明といたします。

議 長 事務局よりの説明が終わりました。質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。これより議案第 2 5 号を採決いたします。おはかりいたします、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 2 5 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、全議案の審議が終了しましたので、平成 2 6 年 1 月六戸町農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

【 閉会 午後 4 時 5 0 分 】